

○ 金融商品取引業等に関する内閣府令第百十六条の三第二項の規定に基づき信用格付業者の関係法人を指定する件（平成二十二年十二月金融庁告示第百二十五号）

改正後		現行
第一条（略） （スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社の特定関係法人） 第二条 スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第五号）の特定関係法人は次に掲げる者とし、有効期間は平成二十三年十二月三十一日までとする。 一〇八（略）	九 商号又は名称 スタンダード&プアーズ・ホンコン・リミテッド 主たる事務所の所在地 中華人民共和国 香港特別行政区 クイーンズ・ロード・セントラル 十五 十 商号又は名称 スタンダード&プアーズ・クレジット・マーケット ・サービシズ・フランス・エス・エー・エス 主たる事務所の所在地 フランス パリ市 ルー・バルザック 二十三 十一 商号又は名称 スタンダード&プアーズ・エス・エー・デ・シー・ブイ 主たる事務所の所在地 メキシコ メキシコ・シティー コル・サンタ・フェ プロロンガシオン・パセオ・デ・ラ・レフォルマ 十二 商号又は名称 スタンダード&プアーズ・インターナショナル・サービシズ・インク 主たる事務所の所在地 ロシア モスクワ市 ヴォズドヴィージェンカ・ストリート 四一七	第一条（略） （スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社の特定関係法人） 第二条 スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第五号）の特定関係法人は次に掲げる者とし、有効期間は平成二十三年十二月三十一日までとする。 一〇八（略） （新設）
第三条（略）	第三条（略）	第三条（略）